

災害義援金（修繕）の支給申請について

昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震後による被害に遭った住宅の修繕費に係る義援金の支給申請を受け付けています。

自宅の修理を行った方は、広く支給対象となりますので、下記をご一読の上、必要書類等をご持参、申請を行ってくださいますようお願いいたします。

なお、ご不明な点等がございましたら、総務課財政グループまでご連絡くださいますようお願いいたします。

被害区分	配分金額上限	対 象
全壊、大規模半壊、 半壊の住宅を 修繕した場合	<u>上限額：500,000円</u>	<u>下記の修繕費用の額が1万円以上の場合</u> ・外壁、内装、床、ドア、浴槽、トイレ、電 気工事、配管工事など住宅補修に係る経費 <u>家財、物置、外構などは対象外です。</u>
一部損壊の住宅を 修繕した場合	<u>上限額：150,000円</u>	被災住宅応急修理による支給を受けている方は、 その分を費用から控除して算定します。 実際の修理費用の万円未満切り捨ての額が支給 されます。 例：全壊で修理費用が49万5千円の場合、 支給額は49万円

必要書類等	<ul style="list-style-type: none">・印鑑（認印）・預金通帳の写し・申請者の本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証など）・り災者区分が「物件居住者」になっているり災証明書・契約書及び完了している場合は領収書
申請受付場所	厚真町役場別館前プレハブ
受付時間	月曜日～金曜日 9：00から17：00まで （※土曜、日曜、祝日は除く）

お問い合わせ先

厚真町総務課財政グループ

TEL：0145-27-2481

FAX：0145-27-2328